（提供施設計画官の職務）

第三十一条　提供施設計画官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　駐留軍の使用に供する施設及び区域の取得に係る実施計画の総括に関すること。

二　駐留軍の使用に供する施設及び区域の建設工事の実施に関すること（施設技術管理官の所掌に属するものを除く。）。

三　第七条第十号に掲げる事務に係る建設技術に関する事務に関すること（駐留軍の使用に供する施設及び区域に係るものに限る。）。

（施設技術管理官の職務）

第三十二条　施設技術管理官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　第七条第八号、第十号及び第十一号に掲げる事務に係る建設技術に関すること（提供施設計画官の所掌に属するものを除く。）。

二　建設工事に関する技術基準及び積算基準に関すること。

三　防衛の用に供する施設の建設工事に関する技術的な調査及び研究に関すること。

第四目　人事教育局

第十九条を削り、第十八条を第二十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

（運用政策課の所掌事務）

第二十三条　運用政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　自衛隊の行動の基本に関すること（整備計画局の所掌に属するものを除く。）。

二　防衛出動に関する計画の基本に関すること。

三　自衛隊の行動及び部隊訓練の基本に関する総合的な政策の企画及び立案に関すること。

第十七条を第二十一条とする。

第十六条第二号中「並びに日米防衛協力課及び国際政策課」を「及び他課」に改め、同条中第四号及び第五号を削り、第六号を第四号とし、同条第七号中「第七号」を「第八号」に改め、同号を同条第五号とし、同条第八号を同条第六号とし、同条を第十九条とし、同条の次に次の一条を加える。

（戦略企画課の所掌事務）

第二十条　戦略企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　防衛及び警備に関する中長期的な見地からの政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

二　防衛政策局の所掌事務に係る諸制度の総合的な調査及び研究に関すること。

三　防衛研究所が行う第五十二条第二項に規定する調査研究に関すること並びに防衛研究所の管理及び運営一般に関すること。

第十五条中「五課」を「七課」に、「日米防衛協力課　国際政策課　防衛計画課　調査課」を「戦略企画課　日米防衛協力課　国際政策課　運用政策課　調査課　訓練課」に改め、同条を第十八条とする。

第十四条の二を第十七条とし、同条の次に次の目名を付する。

第二目　防衛政策局

第十四条の次に次の二条を加える。

（会計課の所掌事務）

第十五条　会計課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　防衛省の所掌に係る経費及び収入の予算及び会計に関すること。

二　防衛省の所掌に係る経費及び収入の決算の作成に関すること。

三　内部部局所属の行政財産及び物品の管理の実施に関すること。

四　東日本大震災復興特別会計の経理のうち防衛省の所掌に係るものに関すること。

五　内部部局所属の建築物の営繕に関すること。

六　庁内の管理に関すること。

七　相互防衛援助協定の実施に係る円資金の提供並びに需品及び役務（労務を除く。）の調達、提供及び管理に関すること。

八　特別調達資金の経理に関すること。

（監査課の所掌事務）

第十六条　監査課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　防衛省の所掌に係る経費及び収入の決算（会計課の所掌に属するものを除く。）及び会計の監査に関すること。

二　装備品等の研究開発、調達、補給及び管理並びに役務の調達に関する業務の監査に関すること。

三　防衛省所管の物品の管理の基本に関すること。

四　東日本大震災復興特別会計に属する物品の管理のうち防衛省の所掌に係るものの基本に関すること。

第四十二条の二を第四十条とし、同条の前に次の目名を付する。

第五目　地方協力局

第四十二条の三を第四十一条とし、第四十二条の四を第四十二条とする。

第百五十六条から第二百六条までを削り、第百五十五条の五を第百六十一条とし、第百五十五条の四を第百六十条とし、第百五十五条の三を第百五十九条とし、第百五十五条の二を第百五十八条とし、第百五十三条から第百五十五条までを削る。

第百五十二条第三号中「航空装備品等」の下に「及び航空装備品等に関する役務の調達（統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。）並びに航空装備品等」を加え、同号を同条第四号とし、同条中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　航空装備品等及び航空装備品等に関する役務の調達計画（統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。）及び防衛装備庁に対する調達要求に関すること。

第百五十二条を第百五十七条とする。

第百五十一条第一号中「第六十三条第三項第二号」を「第七十三条第三項第二号」に改め、同条第二号中「航空機、装備品及び食糧その他の需品（以下この款において「航空装備品等」という。）」を「航空装備品等」に改め、同条中第五号を削り、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　第一号に掲げるもののほか、航空装備品等及び航空装備品等に関する役務の調達計画の総合調整及び防衛装備庁に対する調達要求の総合調整に関すること。

第百五十一条第六号を次のように改める。

六　航空装備品等の研究改善並びに制式及び規格に関すること（首席衛生官の所掌に属するものを除く。）。

第百五十一条中第七号を第九号とし、第六号の次に次の二号を加える。

七　航空装備品等の技術資料の収集及び整理に関すること。

八　航空装備品等の取扱いに関する技術指導に関すること。

第百五十一条を第百五十六条とする。

第百五十条（見出しを含む。）中「装備部」を「装備計画部」に改め、同条を第百五十五条とし、第百四十九条を第百五十四条とする。

第百四十八条第一号中「第四十九条第十五号」を「第五十八条第二十二号」に、「同条第十三号、第五十条第二号、第五十二条第五号、第五十三条第二号、第五十三条の二第一号、第五十九条第一号及び第六十三条第三項第二号」を「同条第十二号及び第十七号、第六十条第五号、第六十一条第二号、第六十二条第一号、第六十八条第一号並びに第七十三条第三項第二号」に改め、同条を第百五十三条とし、第百四十七条を第百五十二条とする。

第百四十六条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同条を第百五十一条とし、第百四十五条を第百五十条とする。